

令和元年度 札幌市立栄南中学校 部活動に係る活動方針

1 部活動の意義

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒同士が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、高い教育的意義をもつ。【中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省）総則第1章第5の1のウ】

2 開設する部活動

・野球 ・サッカー ・陸上競技 ・女子ソフトテニス ・男子バスケットボール
・女子バレーボール ・バドミントン ・卓球 ・体操 ・吹奏楽 ・美術 ・ぶら部
※上記の常設部に加えて、今年度は剣道、水泳、スキージャンプ・アルペンにも参加予定

3 運営のための体制整備

- (1) 体育文化振興会の会則並びに細則、部員心得に準じた活動を行う。
- (2) 適時顧問会議を行い、共通理解のもと活動を行う。

4 指導・運営に当たっての留意点

- (1) 安全への配慮
 - ・用具施設の使用に当たっては、使用方法を確認し、保管・管理を徹底し、事故防止に努める。
 - ・練習内容や練習量については、生徒の状況を観察・確認し、設定する。
- (2) バランスのとれた活動
 - ・部活動活動基準に則り、適正な練習計画のもと活動する。

5 部活動活動基準（札幌市立学校における部活動活動基準に基づき設定）

- (1) 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休息日を設定する。
- (2) 土曜日または日曜日のいずれかを休息日とする。
- (3) 少なくとも週に1日は、平日に休息日を設定する。
- (4) 通常の練習時間は、平日2時間程度とする。
- (5) 土日、祝日、長期休業期間中の練習時間は、3時間程度とする。
- (6) 練習試合は、半日で終了するよう設定する。

※(5)・(6)は、ミーティングや準備、後片付けの時間を除く。

※中体連・新人戦、吹奏楽札幌地区大会の1か月前から土日連続の練習日を可能とする。

なお、大会直前等やむを得ない場合については、必ずしもこの限りではないが、生徒・教職員双方の負担の度合いを十分に考慮し、実施する。

6 その他

- (1) 保護者や関係機関との連携を図り、共通理解のもとで活動する。